

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◇所定疾患療養費について◇

所定疾患施設療養費の対象になる入所者は次のとおりであること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

上記で治療が必要となった入所者に対し、一回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。

診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

公表に当たっては介護サービス情報の公表制度等を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和4年度所定疾患施設療養費算定人数及び日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
尿路感染症	人数	2	5	10	6	10	6	7	6	7	7	11	10	87
	日数	13	30	59	33	53	40	42	37	48	34	57	67	513
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投薬、検査等の内容・尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射、内服（セフカペンピボキシル錠、レボフロキサシン錠）、水分補給（点滴、経口補水）など診察結果に基づいた必要な治療